

令和2年第 3回
総 会
3月

白井市農業委員会会議録

令和2年3月5日 開会

令和2年3月5日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和2年3月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
3. 川 上 洋
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 平成31年度第10次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 特定農地貸付けの承認申請について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

4月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 3月24日木曜日
- ・事前審査会(案) 4月 2日木曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部2
- ・総 会(案) 4月 9日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻少し前ですが、皆さんおそろいということで始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和2年の3月定例総会にご出席いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

新型コロナウイルスの影響がいろいろな方面に出ておりまして、小中高校の臨時休校やプロ野球、大相撲等の無観客試合と、早く普通の生活に戻るよう終息してほしいと願うところであります。

気温のほうも大分暖かくなってきました、今日なんかは風がちょっと冷たかったのですけれども、梨の剪定作業も追い込みに入ってきていると思います。

健康管理には十分気をつけていただきまして、今後の作業等、頑張ってくださいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和2年3月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、2番、岩井聡明委員、3番、芦田恵子委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、資料1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、大字清戸字角掘込347番3。

地目、現況ともに畑です。

地積は、414平方メートル。

権利者は、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

経営面積、191アール。

義務者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

事由は、所有権移転（売買）。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

福田孝一委員、お願いします。

福田孝一委員 1班、班長の福田です。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に係る調査報告を行います。

事前審査当日では、権利者の〇〇〇〇さん、義務者の〇〇〇〇さん、申請代理人の〇〇〇〇さんの3名が出席しました。

申請地は、市役所から東へ約2.6キロメートルに位置しています。

現状は、梅の木が植えられていました。

目的は、自分の畑に行くための進入路を確保することです。

1の3ページをごらんください。

道路があり、赤く塗られた申請地があり、その先の果樹園のマークのついている355番地が〇〇さんの畑です。

この申請地の真ん中に畑への通路をつくり、梅は現状維持し梅畑として生産すると

ということです。

〇〇さんは高齢ですが、シルバー人材センターより人員を確保しているので、労働力に関して問題はないと思われます。

また、トラクター、スプレイヤー等の農機具もそろっています。

以上のことから、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で報告を終わりにします。

笠井会長 ありがとうございました。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 担当推進委員の山崎です。

今回の経緯について、権利者、〇〇〇〇さんにお話を伺いました。

まず資料1の5なのですが、申請地の南側355と357-1が〇〇さんの所有地となっています。

355への進入路として、357-1から角を使っていたのですが、今は道のない状態になっています。

現在は、申請地の真ん中らへんを進入路として利用させてもらっているようですが、〇〇さんと売買で話がまとまったため、今回の申請となりました。

〇〇さんは高齢ですが、忙しいときは家族も手伝ってくれているそうなので、問題ないということでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございました。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、資料2ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字復字台山1148番4。

地目が山林で、現況は畑です。

地積は、1,168平方メートル。

権利者は、白井市復 番地 号、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

義務者は、白井市根 番地の内 、持分2分の1で〇〇〇〇、持分2分の1で〇〇〇〇。

申請事由は、転用を伴う賃貸借権の設定で駐車場利用です。

以上です。

笠井会長 ありがとうございました。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

福田孝一委員、お願いします。

福田孝一委員 1班、班長の福田です。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に係る調査報告を行います。

事前審査当日では、権利者の〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、義務者の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの双方の申請代理人である行政書士の〇〇〇〇さんが出席しました。

申請地は、市役所から南東約300メートルに位置しております。

農地区分としては、第2種として判断いたしました。

現状は梨畑で、梨の木の主幹部と棚が残っています。

転用目的は、〇〇〇〇に来る患者さんのための駐車場です。

〇〇〇〇では、近年になって患者さんがふえてきています。

駅からの距離があり、乗用車で病院に来る患者さんが多いため、駐車場を広げたいとのことです。

まだ残っている梨の木の主幹や棚の撤去工事は、全て病院側が行い、砂利を敷いて仕上げるとのことです。

周囲の地主さんたちへは、口頭で説明して了解を得ています。

以上のことから、本案件は何ら問題ないと判断いたしました。

以上で報告を終わりにします。

笠井会長 ありがとうございました。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員 白井地区担当の推進委員の秋本です。

申請の場所について、何点か〇〇さんに確認しました。

この申請地につきましては、梨の畑として40年くらい耕作しているそうです。

それと、駐車場として貸してほしいと〇〇〇〇の方から要請があったのが、昨年の11月ごろ、お客さんがふえてきているということで、そういう要請があったそうです。

それから、〇〇さんの全体の農地、畑としてやっている面積は、約1町2反5畝、その中で今回、1反ちょっとですので、農業経営については大きい影響はないということでございます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 平成31年度第10次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、資料3ページをごらんください。

議案第3号 平成31年度第10次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成31年度第10次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和2年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページをお開きください。

4ページは市長からの協議文です。

5ページをごらんください。

利用集積計画一覧表です。

番号1は、大字復字台山1159番2、外2筆。

地目は畑です。

利用権設定面積は、合計7,837平方メートル。

種類は貸借権。

内容は畑作。

期間5年。

賃料は、合計13万4,302円で、直接持参払い。

利用権を設定する者は、東京都世田谷区宮坂 丁目 番 号、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、白井市復 番地、〇〇〇〇。

経営面積は243アール。

継続です。

番号の2は、大字清戸字北割720番10、外2筆。

地目は畑です。

利用権設定面積は、1,671平方メートル。

種類は使用貸借権。

内容は畑作。

期間3年。

利用権を設定する者は、松戸市五香西 丁目 番 号、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、松戸市五香 丁目 番 号、〇〇〇〇。

経営面積は129アール。

継続です。

番号の3は、大字折立字前原42番、外2筆。

地目は畑です。

利用権設定面積は、合計3,998平方メートル。

種類は賃貸借権。

内容は畑作。

期間は1年です。

賃料は1万円で、口座払い。

利用権を設定する者は、白井市折立 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、白井市折立 番地の 、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

経営面積312アール。

継続です。

番号の4は、大字富塚字作814番1の2。

地目は畑です。

利用権設定面積は、3,673平方メートル。

種類は賃貸借権。

内容は畑作。

期間5年。

賃料3万6,000円、口座払いです。

利用権を設定する者は、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、市川市下貝塚 丁目 番 号、〇〇〇〇。

経営面積89アール。

こちらは新規です。

以上です。

笠井会長 ありがとうございました。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

4番については新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

最適化推進委員の川上 洋委員、お願いします。

川上 洋委員 最適化推進委員の川上です。

この〇〇〇〇さんの土地は、元梨畑なのでしたけれども、今は梨も抜いてあって、棚も全部取ってきれいにしてあって、草だけ刈っているという場所で、3反6畝ですか、1枚で結構広い場所なのです。

隣に住宅もあるので、余り何もつくっていないと、前は風で砂が飛んだりとかという苦情が出たり、最近は草が生えてきたら出ていないみたいなのですけれども。この杉山さんは、前回のあれでブルーベリーをやるということで、3条で畑を借りた人で、いろいろ話をしていたら、もうちょっと畑を借りて、ブルーベリーだけじゃなくてほかのものもやりたいとかという話があったので、うちのここ空いているよと言って現場を見たら、ここを貸してくれないかなといって。

農業委員会に相談したら、前回みたいに3条じゃなくて利用集積でやれるということなので、利用集積ということでこれを出して、ちゃんときれいにしてくれますかと言ったら、ちゃんとやると言っていましたので。

人手は、この前もブルーベリー5反もやるので、ブルーベリーってそんなに人手いらないみたいなんだけれども、野菜も多少はやってみたいみたいで、いろいろやりたいと、百姓を一生懸命やる気なので、きれいにしてやってくれば一番いいんじゃないかと。

〇〇さんも草刈りだけしかやっていないので、収益を上げていないので、借りてくれる人がいればいいということで、こういう形になったそうです。

よろしくお願いします。

以上です。

笠井会長

ありがとうございました。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号平成31年度第10次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長

賛成全員です。

議案第3号 平成31年度第10次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 特定農地貸付けの承認申請についてを議題をいたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局、川上です。

それでは、資料6ページをお開きください。

議案第4号 特定農地貸付けの承認申請について。

下記のとおり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項）の規定に基づき、特定農地貸付けについて、承認申請がありましたので提出します。

令和2年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番は、大字復字台山、地番1144番地5。

地目、現況ともに畑です。

地積は、2,924平方メートル。

申請人は、白井市復 番地、〇〇〇〇。

申請事由は、市民農園開設のため。

以上です。

笠井会長

ありがとうございました。

特定農地貸付けの承認申請については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

芦田委員。

芦田恵子委員　この案件なのですが、私、去年、地元の方から、畑を耕作している人が道路に車を勝手にとめていて、すごく困っているといって、そのことで言ったのですが、その後、対策なされているかなと思ったら、確かに駐車禁止の看板は出ているのですが、この前、私が通ったときにも車4台はとまっていたのです。

ですから、このことに関しては、今後どう対応したらいいのか、皆様のご意見なり事務局の意見をお伺いしたいのですけれども。

笠井会長　事務局。

事務局　事務局、大野です。

去年、お話伺って、産業振興課のほうには注意するように言っておきましたので、それで看板をつけたと思うのですけれども、また再度お話が出たということで言っておきます。

芦田恵子委員　よろしくお願いします。

事務局　注意しておきます。

笠井会長　よろしいですか。

芦田恵子委員　はい。

笠井会長　ほかにございますか。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号 特定農地貸付けの承認申請について、採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長　賛成全員です。

議案第4号 特定農地貸付けの承認申請について、承認することに可決します。
次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局　事務局、川上です。

それでは、資料7ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和2年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

8ページをお開きください。

①は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

次に、9ページをごらんください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

令和2年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番は、大字富塚字作814番1の2。

地目、現況ともに畑です。

地積は、3,673平方メートル。

賃借人、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

賃貸人、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

事由は合意解約です。

続きまして、10ページをお開きください。

報告第3号 取下願について。

下記のとおり、農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請の取下願がありましたので、提出いたします。

令和2年3月5日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番は、大字中字中山234番4の一部。

地目は畑。

地積は、3,285平方メートルの内2995.59平方メートル。

取り下げ人は、権利者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

義務者、白井市中 番地、〇〇〇〇。

取り下げの事由ですが、事業の必要がなくなったためということです。

2番は、大字十余一字清戸道東、地番48番256。

地目は畑です。

地積は1,457平方メートル。

取り下げ人は、白井市十余一 番地 の、〇〇〇〇。

取り下げ事由は、賃貸借から売買に変更となるためです。

表紙に戻っていただきまして、その他でございますが、4月の事前審査会、総会の日程についてです。

申請受け付け締め切りは、3月24日火曜日。

事前審査会は、4月2日木曜日、担当は第2班です。

時間は、午前9時から、本庁舎2階災害対策本部2。

総会につきましては、4月9日木曜日、総会は午後4時から、本庁舎2階災害対策

本部2。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人